

建設業界のイメージ形成に及ぼす
マスメディアの影響

計画マネジメント・皆川研究室
0718031
佐藤 綾

目次

第1章 序論

- 1.1 研究背景
- 1.2 研究目的
- 1.3 本論文の構成

第2章 建設業界と談合問題

- 2.1 日本の建設業界の特徴
 - 2.1.1 日本の建設業界の仕組み
 - 2.1.2 建設業界に対する世間のイメージ
- 2.2 談合問題
 - 2.2.1 談合とは
 - 2.2.2 過去に起きた主な談合事件

第3章 新聞記事検索システムと調査内容

- 3.1 聞蔵ビジュアルⅡによる新聞記事検索
 - 3.1.1 なぜ新聞を調査するのか
 - 3.1.2 検索システム概要
- 3.2 調査内容

第4章 談合事件に関する新聞記事の傾向調査

- 4.1 調査方法
 - 4.1.1 記事の分類
 - 4.1.2 検索条件
- 4.2 調査結果
 - 4.2.1 記事数の推移
 - 4.2.2 チェックポイントによる評価結果
- 4.3 考察
 - 4.3.1 記事数の推移
 - 4.3.2 記事の分類結果
 - 4.3.3 調査全体の考察

第5章 結論

謝辞

参考文献

付録

- 1 中間発表概要
- 2 中間発表パワーポイント
- 3 最終発表概要
- 4 最終発表パワーポイント

第 1 章

1.1 研究背景

近年わが国では、建設業界に対する世間の風当たりが冷たく感じられ、一般的に、あまり良いイメージを持たない人が多いように思われる。日々の暮らしを支える道路、河川の氾濫を防ぐダムなど本来必要であるはずの公共事業への強い批判も多く聞かれる。その大きな原因として上のほうでは「談合」「政治家との癒着」「政治献金」、下のほうでは「きつい・汚い・危険」のいわゆる 3K などが挙げられる。特に談合に関しては、8割近くの土木技術者が“談合を生む構造はなくなる”と認識しており、これがマスメディアなどを通して一般にも伝わっている。そのため、“建設業界は犯罪行為である入札談合を容認する集団ではないか”という強い疑念を世間に対して持たせてしまっている。火災・地震・台風・水害などの日常的に起こりうる災害時など、土木建設業は社会にとって重要な存在であるにも関わらず、ほんの一部の業者の不祥事のためにすべての土木建設業者が差別されてしまっている。

1.2 研究目的

前節で述べたように、現在の日本では、建設業界に対するイメージが良いとは言えない状態である。我々は、一般の人が建設業界に対するイメージを形成する上で、影響するものの一つにマスメディアがあると考えている。そこで、マスメディアの性質について知り、建設業界に関する報道にはどのような傾向があるのか調べる。また、報道が一般の人々に及ぼす影響について調べることにより、どうしたら適正なイメージを持ってもらえるかについて考える。

1.2 本論文の構成

本論文の構成は以下のようになっている。

第1章 序論

本研究の内容を簡単に説明する。本研究に至る社会的背景から研究の目的について述べる。

第2章 建設業界と談合問題

我が国における建設業界の仕組みから、談合が行われる仕組みやその実態を解説する。また、過去に発生した主な談合事件について述べる。

第3章 新聞記事検索システムと調査内容

建設業界に関連のある報道の傾向を調査するために必要な情報と、新聞記事検索システムについて解説する。

第4章 談合事件に関する新聞記事の傾向調査

前章で述べた情報を得るための方法について解説し、その結果を示し、考察を行う。

第5章 結論

前章で得られた結果からわかったことを結論としてまとめる。また、改善策の提案も行う。

参考文献

本研究を行うにあたり、引用や使用した文献を紹介する。

謝辞

付録

第 2 章

2.1 日本の建設業界の特徴

2.1.1 日本の建設業界の仕組み

日本の建設業界には、他の業界にはない特殊な構造がある。

- (1) 企業数の多さとその規模の格差
- (2) 官主導・民従属の二者構造
- (3) 結果重視の契約
- (4) 契約意識の甘さ
- (5) 天下りによる人脈営業

これらの構造が、談合を文化にまでしてしまった原因となっていると考えられる。談合をなくすためには、まず談合が発生しにくい社会を作らなくてはならない。そこで、上記の構造の問題点を下にまとめた。

(1) 企業数の多さと企業規模の格差

90年代初頭に起こったバブル崩壊に対する景気対策として建設投資が増加したが、それに伴って建設会社も増加した。2000年には約60万社とまでなった。その後、建設投資の減少により企業数も減少したが、それでも約51万社である。これは、長きに渡って談合が繰り返されてきた結果ではなかろうか。また、企業規模については、単純には、大手ゼネコンのように多数の発注先のある企業と地方中心の中小企業が競争しなければならないということであるが、地元企業には災害時の速い対応などの役割がある。そのため、地元企業が生き残るために談合が必要であったという考えも容易に想像できる、が、この悪習慣を絶たなければ産業の健全な発展はないといえるだろう。

(2) 官主導・民従属の二者構造

公共事業の遂行には事業を行う機関(発注機関)が企画、設計、施工、維持管理を全て行う一者構造。施工のみ企業に任せ発注機関が監督する二者構造。全て企業に任せ、第三者に管理・監督を任せる三者構造がある。わが国では、コンサルタントは発注者側の一員として位置づけられており、基本的に発注者と企業の二者構造で公共工事が行われていることとなる。この構造がとられた当時は、発注機関が民間企業へ技術を移転する役割もあった。しかし現在では、発注機関は事業の必要性などの説明責任が問われており、発注機関に企業よりも優れた技術があるわけではない。この構造の問題点を生めるために俗に「汗かきルール」と呼ばれる企業側からの無償の技術提供の文化が生まれてしまったことは容易に想像できる。

(3) 結果重視の契約

わが国の公共工事は、基本的に契約総額のみ提出で競争入札が行われ、代金内訳書、施工計画書、工程表は契約成立後に提出すればよいこととなっている。契約後に提出する代金内訳書、施工計画書、工程表に拘束力はなく、契約総額と完成期日のみの拘束で事業が行われることとなっている。このような契約を行っているのは、公共事業を進める上での様々な状況変化に臨機応変に対応することができるようにとの理由があり、戦後の社会基盤整備において、優れた生産性を発揮してきた。しかし、公共事業に必要性の説明や透明性が求められるようになった現在、契約総額のみで入札を行うのでは問題がある。また、談合をする側からすると入札金額のみを談合で決めておけばいいので、談合が容易に成立してしまう極めて無防備な方式であるといえる。近年では、総合評価方式などの新しい入札方式も採られるようになってきているが、これらの一刻も早い普及が望まれる。

(4) 契約意識の甘さ

これは建設業界に限らず、わが国全体において言えることである。日本人特有の性質である強調の原理を重視することが影響していると考えられる。この性質のために、わが国では、契約よりも話し合いが重要視されており、それが契約意識の甘さに繋がったということである。また、他の要因として、産業の実態と法令の間に生じる乖離の問題が考えられる。完成までに数年かかる程の大きな公共工事でも、1年ごとに予算を追加していく「単年度予算」がその1つである。他国にはこのようなシステムはほとんどない。談合はこのような乖離を埋めるための、1つの手段であったと考えられる。

(5) 天下りによる人脈営業

近年、社会的に批判を受けている天下り。発注機関のOBが外郭団体や企業に再就職することを言う。企業が天下りを受け入れる理由は、技術的なものではなく、発注機関での人脈を使った営業である。正しく競争入札が行われていれば、天下りの人脈営業は意味の無いものであるが、談合を行った入札においては人脈が重要なものとなってくる。談合において、天下りの人脈が重要ということは、天下りの禁止なくして談合をなくすことはできないということである。

2.1.2 建設業界に対する世間のイメージ

前章で述べたように、我が国では建設業界に対する世間のイメージは良いとは言えない。日経コンストラクションが2009年に『なぜ建設業界は叩かれるか』と題して、建設会社、建設コンサルタント会社、建設資材・建設機械・建設関連機器メーカーに勤務している「建設業界の回答者」とそれ以外の「一般の回答者」に分けてアンケート調査を行った。その結果によると、建設業界内と世間とで大きな認識のギャップがあることがわかる。そのギャップが最も顕著に表れたのは“建設業界では談合が広く行われていると思うか”という質問である。建設業界内では、2005年12月に大林組・鹿島建設・清水建設・大成建設の大手ゼネコン4社の行った「談合決別宣言」を受けてか、「談合が行われていると思う」との意見は4割に留まったが、世間では9割以上が「談合が行われていると思う」と回答している。残念ながら、談合決別宣言で業界が生まれ変わろうとしていると感じているのは、業界内だけのようである。

2.2 談合問題

2.2.1 談合とは

公共事業などの競争入札において、本来競争するはずの業者同士があらかじめ話し合っただ協定することで、高い価格での落札や持ち回りでの落札を行い業界全体で利益を不当に分け合うことをいう。談合問題に対する一般の意識の高まりなどを理由に、入札談合を刑事事件として厳しく取り締ることが求められるようになった。公正な価格競争を行わず、発注元の国や地方公共団体の支出を増すことになるため、刑法と独占禁止法にて公共工事の入札における談合は犯罪行為であると明確に規定されている。入札談合は法的に厳しく罰せられる犯罪行為であり、許されないものである。その一方で、前章で述べたように、8割近くの土木技術者が“談合を生む構造は無くならない”と認識している。これは、もちろん犯罪行為を容認するという姿勢を示すものではなく、談合問題の根深さとその解決が非常に困難なものであるということを示している。

2.2.2 過去に起きた主な談合事件

過去に起きた大きな談合事件について下にまとめた。

(1) 埼玉土曜会事件

1部上場の大手中ゼネコンなどを含む66社の建設業者が、埼玉県発注の土木工事において談合を繰り返していた事件。これら66社の業者は、親睦団体「埼玉土曜会」をつくり、これを通じて埼玉県発注の下水道やダムの建設、工業団地造成工事などについて事前に話し合っただ受注業者を決め、その企業が落札できるように調整を行っていた。

(2) 橋梁談合事件

国が発注した鋼鉄製の橋梁工事をめぐって、橋梁メーカーが談合組織を作り、工事の入札価格や落札会社を事前に決めていた事件。公正取引委員会が、03年度と04年度に国が発注したものを対象に刑事告発を行った。

第 3 章

3.1 聞蔵ビジュアルⅡによる新聞記事検索

3.1.1 なぜ新聞を調査するのか

マスメディアの調査を行うにあたり、新聞記事・テレビ放送・ラジオ放送のバックナンバーを調査することは可能であるかを確認した。テレビ放送とラジオ放送の報道に関しては、バックナンバーが一般に公開されておらず、調査を行うことは困難であることがわかった。新聞記事に関しては、インターネット上でバックナンバーが公開されており、記事のタイトルや内容などから検索を行うことも可能だという事がわかった。また、テレビやラジオの報道は細かな情報が散らばっており、報道の傾向がわかりにくい。まとまった情報を得るには新聞が優れていると考えた。以上の理由から、調査の対象を新聞記事に絞ることに決定した。

3.1.2 検索システム概要

前節で述べた理由から、我々は調査の対象を新聞記事に絞って行うこととした。そこで、我々が用いたのが「聞蔵Ⅱビジュアル・フォーライブラリー」である。朝日新聞社が著作権を有する全文検索型の記事データベースを、インターネットを通じてご利用することができるサービスである。検索画面にキーワードを入力し、新聞の発行日を指定するだけで検索することができる。詳細検索のラジオボタンをチェックすると検索オプションが表示され、記事の分類や掲載された面名、発行社などを指定することができる。

The screenshot shows a search interface with the following elements:

- 検索モード:** Radio buttons for 'シンプル検索' (selected) and '詳細検索'.
- 対象紙誌名:** Checkboxes for '朝日新聞' (checked), 'アエラ', and '週刊朝日'.
- キーワード:** Input field containing '建設&談合', with '検索実行' and 'クリア' buttons.
- AND/OR/NOT:** Buttons for logical operators and a '関連キーワード参照' link.
- 異体字を含めて検索:** Checked checkbox.
- 発行日:** Radio buttons for '3カ月', '6カ月', '1年' (selected), and '全期間'. Date range dropdowns from '2010年1月1日' to '2010年12月31日'.
- 検索オプション:**
 - 検索対象:** Radio buttons for '見出しと本文' (selected), '見出し', and '本文'.
 - 分類:** Input field with a '参照' link.
 - 朝夕刊:** Checkboxes for '朝刊' and '夕刊'.
 - 面名:** Input field with a '参照' link.
 - 本紙/地域面:** Checkboxes for '本紙' (checked) and '地域面'.
 - 発行社:** Checkboxes for '東京' (checked), '大阪', '名古屋', '西部', and '北海道'.

図-1: 検索画面

建設&談合 再検索

AND OR NOT

※グリーンで表示された記事は著作権などの関係で本文を表示できません。

総件数: **12件** 通し番号: **1 ~ 12**

全選択 全解除 本文表示

No.	発行日	朝夕刊	面名	ページ	文字数	写真図表	関連素材
<input type="checkbox"/> 00001	2010年12月01日	朝刊	群馬全県・1地方	029	00411文字		
安中市、賠償請求へタクマへ6億円 焼却施設建設「談合の疑い」／群馬県							
<input type="checkbox"/> 00002	2010年10月08日	朝刊	さがみ野・1地方	029	00275文字		
相模原市の庁舎建設で談合情報 市、入札延期／神奈川県							
<input type="checkbox"/> 00003	2010年09月23日	朝刊	岩手全県・1地方	031	00204文字		
談合情報と同じ建設業者が落札 八幡平市排水工事／岩手県							
<input type="checkbox"/> 00004	2010年08月18日	朝刊	福島中会・1地方	025	00200文字		
弁護士費用を求め原告住民、いわき市を提訴 建設談合・住民訴訟／福島県							
	2010年08月12日	朝刊	3社会	025	00199文字		

図 - 2 : 検索結果画面

No.	発行日	朝夕刊	面名	ページ	文字数
00001	2010年12月01日	朝刊	群馬全県・1地方	029	00411文字

安中市、賠償請求へタクマへ6億円 焼却施設建設「談合の疑い」／群馬県

安中市は、1998年に完成したごみ焼却施設「碓氷川クリーンセンター」の建設を巡って、談合によって契約金額が不当につり上がった疑いがあるとして、落札したメーカー「タクマ」（本社・兵庫県尼崎市）を相手取って6億4859万円の損害賠償請求を求めることを決め、30日開会の定例会議に議案を提出した。

全国の自治体が94～98年に発注したごみ焼却施設で、タクマを含む大手メーカー5社が談合を繰り返していたとして、公正取引委員会は06年に談合を認定した。5社は認定の取り消しを求めたが、昨年10月に最高裁でも上告が棄却された。

市によると、入札にはこの5社を含む9社が参加。タクマは64億8600万円で落札し、予定価格に対する落札率は99・8%だった。公取委の調査では5社を除くメーカーが全国で受注した工事の平均落札率は89・8%。市は談合がなければ契約金額がその割合に相当する額だけ安くなったとして、損害賠償額の根拠にしている。

▼次の記事 このページのTOPへ

図 - 3 : 記事画面

3.2 調査内容

3.2.1 なぜ談合事件を調査するのか

2005年12月に大林組・鹿島建設・清水建設・大成建設の大手ゼネコン4社が談合決別宣言を行い、現在、建設業界全体が談合決別に向けて進み始めている。なぜそのような時に、談合事件を対象にして調査を行うのか。その理由は、マスメディアの本質として権力のあるものを公平に裁くという役割がある。談合事件には政治家などの権力者が関わっていることが多く、マスメディアに扱われやすい問題である。報道を目にした人々は「建設業界は談合という犯罪行為を行っている」と考える。そのため、世間の建設業界に対するイメージは、談合事件に関する報道にとっても大きな影響を受けていると言える。前章でも述べたが、「建設業界は談合という犯罪行為を行っている」というようなイメージは、談合決別宣言の後も変わっていない。このような理由から、談合問題に関する新聞報道の傾向を調査しようと考えた。

3.2.2 調査内容

我々は、談合事件に関する報道の公平性について調べたい。つまり、報道の内容が適正であるかどうかを知りたい。そのためには、新聞記事1つ1つを読み、報道の傾向を調査する必要があると考えた。また、その傾向をわかりやすく示すために記事の適正さを数値であらわす。

第 4 章

4.1 調査方法

4.1.1 記事の分類

記事が書かれた段階によって記事を3段階に分類することとした。最初は、疑惑の情報があったなどの「疑惑」段階。次に、公正取引委員会などが調査に乗り出し、責任者が逮捕されるなどした「事件」段階。最後は、裁判も進み処分が確定した「処分」段階である。我々は不確定情報である「疑惑」の記事よりも、「処分」の確定した記事のほうが公平性が高い

4.1.2 チェックポイントによる評価方法

談合事件に関する報道の公平性について調べたい。つまり、報道の内容が適正であるかどうかを知りたい。記事の内容が適性かどうかをはかるためには、新聞記事1つ1つを読み、報道の傾向を調査する必要があると考えた。また、その結果をわかりやすく示すためには、数値化が必要であると考えた。そこで我々が提案したのはチェックポイントによる評価方法である。5つのチェックポイントを設け、報道の傾向を数値化することにより、報道の公平性が分かるということである。点数は、各チェックポイントの平均点とする。ただし、⑤に関しては出展を要するような情報のない場合には場合は点数に含まない。チェックポイントについて下の図にまとめた。

①記事の段階	
処分	2点
事件	1点
疑惑	0点
②工事の詳細の有無	
書かれている	2点
なし	0点
③当事者(受注側)へのヒアリング	
あり肯定している	2点
あったが否定している	1点
なし	0点
④当事者(発注側)へのヒアリング	
あり肯定している	2点
あったが否定している	1点
なし	0点
⑤情報の出展の記載	
具体的な社名など	2点
〇〇関係者など抽象的	1点
匿名など不明	0点

図－４：チェックポイントと点数

また、実際の新聞記事を用いてチェックポイントによる評価の例を示す。

- ①処分の記述がないため「疑惑」段階の記事である……………2点
- ②書かれているので……………2点
- ③あるが否定している……………1点
- ④あるが否定している……………1点
- ⑤情報の出展なし……………0点

以上のことから、この記事の点数は

$$(2+2+1+1+0)/5=1.2$$

よって、1.2点の記事となる。

No.	発行日	朝夕刊	面名	ページ	文字数
00003	1990年05月23日	朝刊	千葉		00818文字

公民館建設で談合情報 名指しの業者が落札 舟橋

船橋市の薬円台公民館(仮称)建設工事の指名競争入札が22日行われ、京成建設が6億5600万円で落札した。この入札について「談合で京成建設が落札することになっている」との情報が21日、朝日新聞京葉支局に寄せられていた。市契約課は入札前に指名業者11社から事情を聴いたが、いずれの業者も談合の事実を否認したため入札を実施した。

問題の入札では9日に業者11社が指名された。今年度初の工事発注ということもあり、いずれも市内の大手。公民館は新京成線薬園台駅近くで91年6月に開館を予定している施設で、公民館と児童館、老人憩の家が鉄筋3階建ての建物に入る。敷地は賃貸で1日に契約済み。6月の定例議会で承認を得て7月に建設工事に着手する予定だ。

朝日新聞京葉支局に寄せられた情報は「ある方面から工事は京成建設ことへの圧力がかった。10日に市役所で行われた現場説明会のあと、市役所近くの料理屋で業者による談合があり、京成建設が落札することになった」などの内容。連絡を受けた契約課は「談合」まじないようこと現場説明会当日にも業者に注意した。民間の建設工事が活発で業者は人手不足の状態。談合をしてまで公共事業を獲得しようとするのか疑問」としながらも、22日に事前の事情聴取を決めた。

業者を個別に呼んで行った事情聴取では、「現場説明会のあとどこへ行ったか」「話し合いで特定の業者の名前が出たことがあったか」などが聴かれたが、どの業者も「そのまま会社へ帰った」「現場を見に行った」「特定業者の名前が出たことはないなどと答えた」という。

京成建設は「談合の事実は一切ない。厳密に見積もりをした結果だ」と話した。市財政部は「談合していないとの回答を業者から得た以上、入札は実施せざるをえない。今後、特別な情報が寄せられるなどしない限り、このまま契約することになる」という。

図 - 5 : 記事の評価例

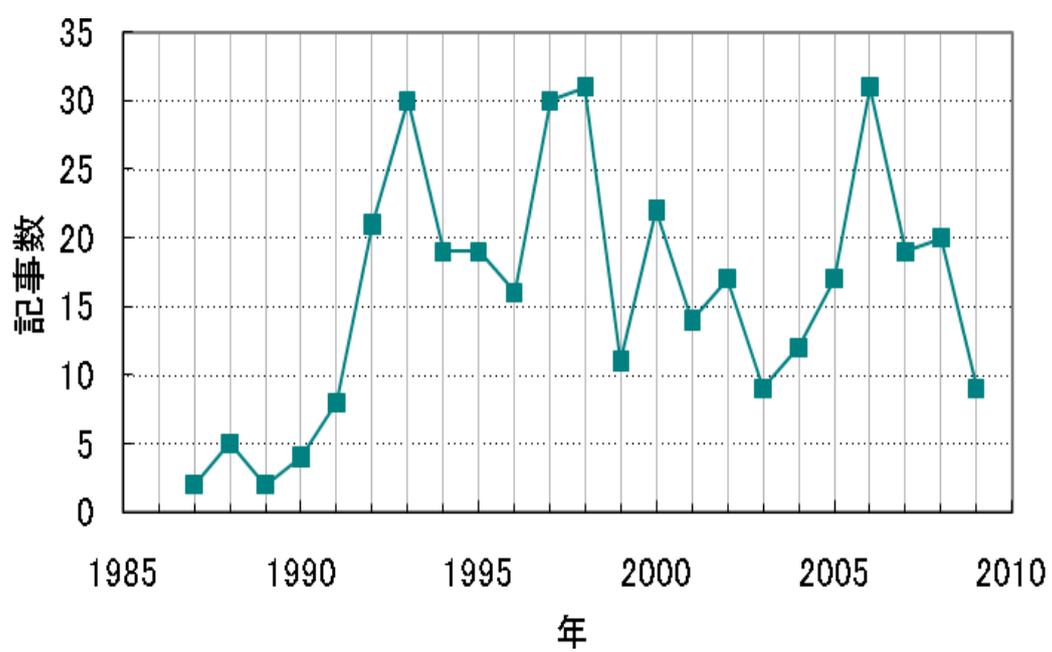
4.1.3 検索条件

発行社は東京のものに限る。これは複数の発行社で検索すると同じ記事が複数ヒットしてしまうのを避けるためである。1つ1つの記事を読み、評価を行うため記事数をある程度絞るためにも見出し検索を行う。検索ワードは「談合 and 建設」とする。記事の内容を確認し、関係のないものは外す。この検索で得られた記事の分類、評価を行い、その結果を年ごとに記録する。

4.2 調査結果

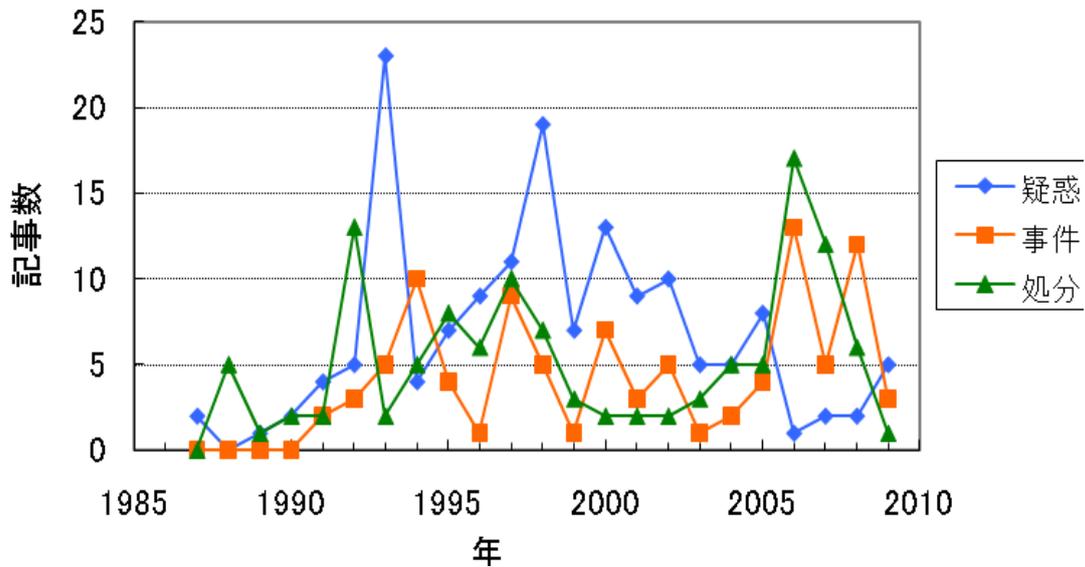
4.2.1 記事数の推移

グラフ1：記事数の推移

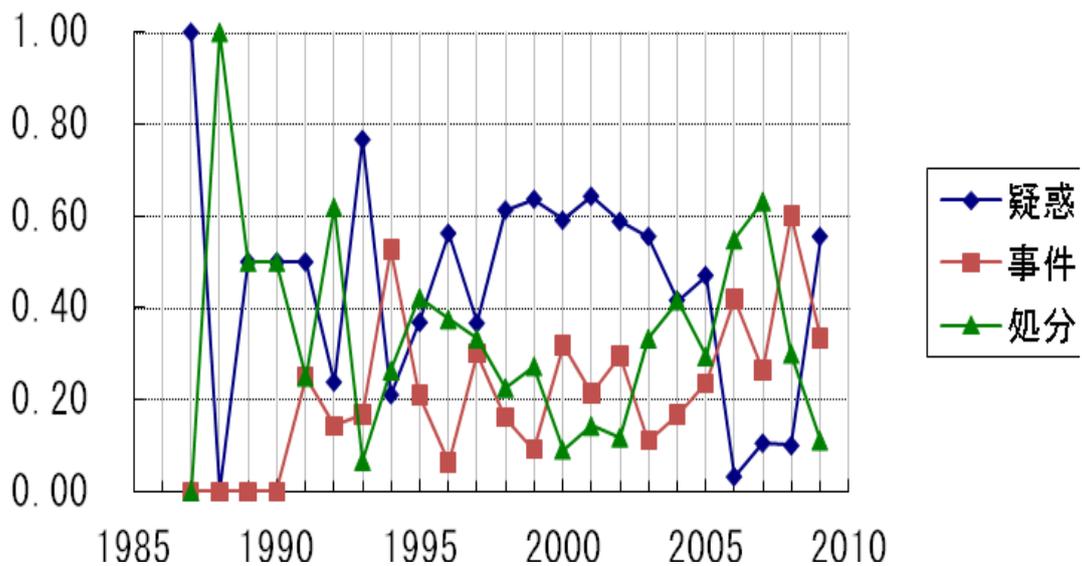


4.3.2 記事の分類結果

グラフ2：記事の分類結果



グラフ3：記事数に占める分類結果の割合



4.3 考察

4.3.1 記事数の推移

1990年以前は非公式でありながらも半ば公然と談合が行われていたこともあり、それなりに業界内の秩序も保たれており件数が少ないものと推測される。1990年代に入り、徐々に犯罪事件として取沙汰されるようになり、1993年の金丸信氏の東京佐川急便事件を受け、談合や政治献金などが問題になり始め、新聞でも多く扱われるようになっていく。注目すべきは、2006年の大手ゼネコンの談合決別宣言に以降も記事数の減少がみられないことである。入札談合の事件自体は減少の傾向にあるにもかかわらず、新聞記事は減少していない。これは、政治家などの権力者が関わっていることの多い談合事件を、マスメディアが積極的に報道を行った結果であると考えられる。これでは、一般の人々に談合決別宣言は伝わらない。

4.3.2 記事の分類結果

1992年に「処分」の記事が飛びぬけて多いのは、談合の場とされる親睦団体「埼玉土曜会」に参加していた大手建設会社66社をめぐる一連の事件の処分が決定したことを受けている。2006年までは「談合疑惑」を扱う記事が多いが、徐々に「処分」の記事が増えてきていることがわかる。疑惑の記事の大半は、新聞社などに匿名の談合情報が寄せられたというもので、当事者は否定していることが多い。これは談合決別宣言と何か関係があるのかもしれない。疑惑・事件・処分それぞれの記事数推移については、法則を見つけることはできなかった。通常、「疑惑」の記事が増加した後に「処分」の記事が増加するものだと考えていたが、違う結果がでた。これは、「疑惑」が「事件」や「処分」に発展しなかったためだと考えられる。

4.3.3 調査全体の考察

全体を通して、建設業界に対して非常に不利な報道が行われているようである。

第 5 章

結論

建設業界のイメージが適正になるためには、マスメディアの報道が適正に行われなければならない。そのために、建設産業は一丸となって、報道を適正に行うような運動を起こすべきであると考えます。また、いまだ各地で繰り返されている入札談合。建設業イコール談合のイメージを払拭するには、この談合を行わないこと、平然と行えるような業界のしくみを変えていくことが重要である。

参考文献

- 1)日経 BP 社「緊急連載 談合はなくなるか第 1 回」
日経コンストラクション 2005 年 7 月 8 日号, pp54-62
- 2)日経 BP 社「特集 なぜ建設業界はたたかれる」
日経コンストラクション 2009 年 8 月 14 日号, pp38-59
- 3)DANGO を考える会:『談合がなくなる 生まれ変わる建設業界』日刊
建設工業新聞社, 相模書房, 2006 年
- 4)岡本浩一:『無責任の構造』, PHP 新書, 2001 年
- 5)郷原伸郎:『「法令遵守」が日本を滅ぼす』新潮社新潮新書, 2007 年
- 6)河上和雄:『汚職・贈収賄 その調査の実態』, 講談社, 2003 年
- 7)平成 21 年度における独占禁止法違反事件の処理状況について:
<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/10.may/10052601hontai.pdf>

謝辭

本研究を行うにあたり、ご指導頂いた皆川勝教授、佐藤安雄技師には大変ご迷惑をおかけいたしました。お陰さまで、ここまで研究を進めることができました。誠に有難うございました。

付録